

住之江区役所発注の業務委託契約案件における特名随意契約の結果について(少額随意契約を除く)

令和元年第2四半期契約

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約 理由	WTO
1	住之江区介護人材就労コーディネート 事業の業務委託(8~3月)	その他代行	株式会社 ラヴェリオリンクスタッフ	1,209,600	令和1年8月1日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	G5	—

1

随意契約理由書

1 案件名称

住之江区介護人材就労コーディネート事業 業務委託

2 契約の相手方

株式会社 ラヴェリオリンクスタッフ

3 随意契約理由

本事業は、生活保護受給者等のうち、就労意欲が高く、また介護事業所において就労することを期待しうる人材を育成することを目的とする。しかしながら、生活保護受給者等には、就労経験の希薄な者、社会参加の機会を失った者、あるいは精神、身体に障がいを抱えた者が見られる。

一方、雇用側である介護事業所においては、慢性的な人材不足に悩む声が多くあり、また、被雇用者においても雇用条件の良い職場や、あるいは業務の専門性、困難性から離職率も高い傾向にある。したがって、本事業の受託者には、介護業界、介護現場の状況に明るく、区内の介護事業所の課題に対して寄り添い、一緒になって課題解決に資するようなコーディネートを行うことが求められる。また、生活保護受給者等に対して、相談支援のノウハウを有し、就労自立に向けた不安の解消、意識の醸成を図ることが求められる。

本事業の目指す、介護人材の地産地消ともいべき循環の仕組みを達成するためには、事業の実施方法、支援効果等について、相当高度な知識・技術や創造性、構想力、ノウハウや応用力が必要である。以上により、定められた仕様にもとづく価格だけによる競争入札により事業者を決定するのではなく、事業者の専門的見地からの自由な発想による企画提案を受け、外部有識者による審査において最も適切な事業内容を提案した事業者を公募型プロポーザル方式により決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、企画内容と費用積算の妥当性を含めた総合的な判断により、株式会社 ラヴェリオリンクスタッフが契約相手方として最適であるとのことであった。住之江区においても、この意見を踏まえ、企画提案書等により事業目的の遂行が期待できると判断し、株式会社 ラヴェリオリンクスタッフと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

住之江区役所生活支援課 (電話番号 06—6682—9825)